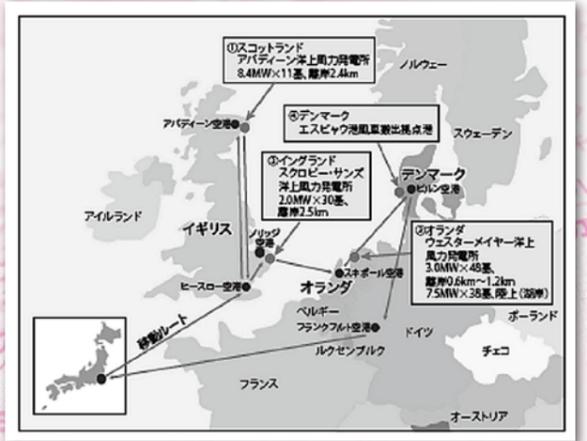


洋上風力発電 海外先進地調査 事業を終えて

スコットランド→イングランド→オランダ→デンマーク



- るよう努力することが重要であるということでした。
つぎに、各国で聞き取りした結果をまとめました。
- (1) 市民生活関連**
- ① 洋上風力は離岸距離が十分にあり生活音を下回るため、ほとんど騒音、低周波音などによる影響はない。ただし、強風時は音が聞こえる場合もある。
 - ② 景観は主観的なものであることから「賛成と反対」双方の意見がある。
 - ③ 健康問題よりも「景観」が大きな問題に発展する傾向がある。景観への配慮のため、設置数や配列が変更された事例もある。
 - ④ 自然保護団体、住民団体からの風車建設反対に関する裁判の事例がある。
 - ⑤ 裁判が長期化し最高裁までに至る場合もあったが、最終的には国が勝訴し工事は再開した。
 - ⑥ 農業、畜産、漁業など各産業への影響はない。
 - ⑦ 漁業では、建設中の影響は一部あったがその後は魚が戻り、漁獲効果も認められたとの報告がある。酪農(牛)、ミンク飼養においては、従業員も含め被害の報告は一切ない。
 - ⑧ パードストライクはあるが、交通事故や猫による被害などの被害よりは少ない。
 - ⑨ 洋上風力を原因とする海岸の砂の移動など自然環境への影響はない。
 - ⑩ 海水浴客・サーファーからの苦情はない。

1. 調査に至る経緯、目的

本市沖への風力発電計画が表面化して以降、市民からは、期待とともに不安や反対の声が次第に大きくなってきました。しかし、市では風力発電の影響に関する知見が少なく、洋上風力先進地である欧州への現地調査を行うことになりました。

一方、市議会には「行政のチェック」、「市民の声を市政に反映させる」などの役割が付与されていることから、同様に調査を実施し、正確な情報を市民に報告することが重要と判断し、市の調査に同行することとしました。

2. 主な調査項目

市議会では、主に風力発電による「健康被害、景観など生活環境」「動植物など自然環境」への影響、「地域産業、雇用創出」への効果など、市民の不安や期待に答えられることに主眼をおき調査を実施してきました。

3. 調査の日程

2019年7月21日(日)～27日(土)の7日間
〔実質調査期間 4日間(4カ国)〕

4. 調査者

市議会 高橋信雄議員、高野吉孝議員、正木修一議員、事務局長(随員)

- (2) 地域貢献関連**
- ① 事業者からの行政、コミュニティ、地域住民への地域貢献は各国とも多岐にわたっている。オランダでは、地元貢献が法律で義務付けられている。
 - ② 経済波及効果は観光(見学ツアーなど)や雇用の面が大きく、関連事業者が地元オフィスを設置するなど事例もある。
 - ③ スコットランドでは人気観光施設のトップ10に入っている。
 - ④ 風力発電事業者は可能な限り地元雇用に努めている。



ウェスターメイヤール風力発電所(オランダ)

- ⑤ 情報センターからの正確な情報提供が、観光客の増加や苦情減少に功を奏している。
- ⑥ 風力発電も原動機・発電機であるから自動車などと同様に低周波音は出るが、ボックス内に格納されており遮断することが可能となっている。
- ⑦ 700m程度離れている民家でも健康被害を訴えてはいない。
- ⑧ 港の整備に伴う雇用創出、風車の巡回点検等漁業者への雇用が生まれたなどの事例がある。
- ⑨ 洋上風力の開発エリア、建設位置、風車本数の制限などを設けている国や地域もある。
- ⑩ 事業終了に伴う発電施設撤去の経費は、補償金とする方法、建設直後あるいは10年後から積立を開始するなど多様である。
- ⑪ 基本的に風力発電の許可権限者は国であるが、1次的許可権限が市、2次的許可権限が国の場合もある。
- ⑫ 市が許可した場合であっても、国が「よし」としてなければ設置できない場合もある。
- ⑬ 住民の不安・苦情等の受付が国・州・市の場合もあるが、対応責任はすべて事業者にある。
- ⑭ 市に許可権限があるとしても、管理監督の責任はすべて事業者にある。
- ⑮ オランダでは、低周波・超低周波の法的規制基準を被験者の80～90%の可否に基づき決定しており、シャドウフリッカーは年間6時間以内とする基準もある。
- ⑯ 苦情や何らかの問題が原因で「陸上風力から洋上風力に移行した」とのネット情報は事実ではなく、あくまでも国の政策によるものである。

5. 調査先及び主な調査内容

スコットランド [7月22日(月)]

- ① アバディーン洋上風力発電所の現地調査
- ② 現地住民への聞き取り
- ③ 市長及び地域住民代表への聞き取り

市当局 長谷部市長、九嶋副市長ほか、職員3名(随員含む)
報道機関 秋田魁新報社1名



地元コミュニティ代表への聞き取り(スコットランド)

イングランド [7月23日(火)]

- ① スクロビー・サンズ洋上風力発電所及びビジターセンターの現地調査
- ② 現地住民、観光客、ホテル経営者への聞き取り
- ③ グレート・ヤーマス市長への聞き取り



ビーチの観光客への聞き取り(イングランド)

オランダ [7月24日(水)]

- ① ビューフォート風力エネルギー体験施設でのプレゼンテーション
- ② ウェスターメイヤール湖畔風力発電所の現地調査
- ③ 北東ポルダー市長及び職員への聞き取り

デンマーク [7月25日(木)]

- ① エスピア港(風車搬出拠点港)の現地調査
- ② 市長及び港湾管理会社への聞き取り

6. 調査結果まとめ

調査の過程で感じたことは、賛成・反対にかかわらず市民の声を良く聞き対応するという姿勢、計画の早い段階で正確な情報を提供することにより住民が将来をイメージでき

- (3) 制度・規定関連**
- ① 洋上風力の開発エリア、建設位置、風車本数の制限などを設けている国や地域もある。
 - ② 事業終了に伴う発電施設撤去の経費は、補償金とする方法、建設直後あるいは10年後から積立を開始するなど多様である。
 - ③ 基本的に風力発電の許可権限者は国であるが、1次的許可権限が市、2次的許可権限が国の場合もある。
 - ④ 市が許可した場合であっても、国が「よし」としてなければ設置できない場合もある。
 - ⑤ 住民の不安・苦情等の受付が国・州・市の場合もあるが、対応責任はすべて事業者にある。
 - ⑥ 市に許可権限があるとしても、管理監督の責任はすべて事業者にある。
 - ⑦ オランダでは、低周波・超低周波の法的規制基準を被験者の80～90%の可否に基づき決定しており、シャドウフリッカーは年間6時間以内とする基準もある。
 - ⑧ 苦情や何らかの問題が原因で「陸上風力から洋上風力に移行した」とのネット情報は事実ではなく、あくまでも国の政策によるものである。
- 7. 調査を終えての感想**
- 今回の調査で感じたことは、欧州の人々は、地球温暖化・環境破壊な

8. 市民への報告会の開催

各国での調査を受け、その結果を事実として正確に市民の皆さんに報告するため、調査事業参加者全員の出席のもと市内4カ所において「報告会」を開催しました。

◎岩城会場：9月25日(水)
岩城 会館

◎石協会場：9月27日(金)
職業訓練センター

◎西目会場：10月2日(水)
西目公民館シーガル

◎本荘会場：10月6日(日)
アクアパル



スクロビー・サンズ洋上風力発電所(イングランド)